

5. 共済組合の任意継続組合員

(1) 任意継続組合員制度（法第144条の2）

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が退職後本人の申し出により、現職中と同様の短期給付（出産手当金、傷病手当金、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金を除く。）等を受けることができる制度である。

(2) 任意継続組合員資格の得喪（法第144条の2）

① 資格の取得及び組合員期間

ア. 退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者は、任意継続組合員となることを希望すれば退職の日の翌日から任意継続組合員の資格を取得する。

イ. 任意継続組合員期間は、退職の日の翌日から2年間である。

② 資格の喪失

任意継続組合員が、次のいずれかの事由に該当することとなったときは、その翌日（エの場合はその日）から任意継続組合員の資格を喪失する。

ア. 任意継続組合員期間（任意継続組合員証の有効期限）が終了したとき

イ. 死亡したとき

ウ. 任意継続掛金を納入期日までに納入しなかったとき

エ. 健康保険若しくは船員保険の被保険者又は他の共済組合の組合員となったとき

オ. 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出て、それが受理された日の月末が到来したとき

(3) 任意継続組合員資格の得喪手続（法第144条の2、施行令第46条、運営規則第71条）

① 資格の取得手続

任意継続組合員となることを希望する者は、退職の日から20日以内に任意継続組合員申出書（様式集16頁・現職中に使用していた共済組合員証（被扶養者証）の写）、預金口座振替依頼書（福利課へ請求）を添えて、退職時の所属所長を経由して支部長に提出する。

なお、給付については現職中に医療給付等を受けていた口座に振り込むが変更を希望する場合は、給付・貸付金等組合員口座振込申出書（様式集58頁）を提出する。

② 資格の喪失手続

任意継続組合員の資格を喪失したときは、すみやかに任意継続組合員証（被扶養者証）に任意継続組合員資格喪失届出書（給付班へ申出。(2)の②のオに該当する場合は任意継続組合員資格喪失申出書）を添えて、支部長に提出する。

(4) 任意継続組合員の被扶養者の認定（法第2条・第144条の2）

① 任意継続組合員となることを希望する者が、退職時に認定を受けていた被扶養者（就職する者等を除く。）の継続認定を必要とする場合は、任意継続組合員申出書の「被扶養者継続認定該当者」欄に所要事項を記入して申し出れば引き続き被扶養者として認定される。

② 既に任意継続組合員である者に新たに被扶養者の要件を備える者が生じたとき、又は被扶養者の認定を受けている者がその要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日から30日以内（取消しの場合はずみやか）に被扶養者申告書（様式集8頁、給付班へ請求）に任意継続組合員証等必要な書類を添えて、支部長に提出する。

③ 被扶養者の範囲及び認定・取消しの手続については、組合員の場合と同様である。（4～9頁参照）

(5) 任意継続組合員証・被扶養者証（施行規程第184条）

① 任意継続組合員証等の交付

任意継続組合員となることを希望する者は、任意継続組合員資格の取得手続により、申出者に任意継続組合員証（被扶養者証）が交付される。

② 任意継続組合員証等の記載事項の変更及び再交付

任意継続組合員証及び被扶養者証の記載事項の変更又は再交付の必要があるときは、任意継続組合員証等の記載事項変更申告書又は再交付申請書（様式集14頁又は15頁、給付班へ請求）を、支部長に提出する。（詳細は組合員の場合と同様である。12～13頁参照）

③ 任意継続組合員証等の返納

任意継続組合員の資格を喪失したときは、すみやかに資格喪失申出書に任意継続組合員証（被扶養者証）を添えて、支部長に返納する。（(3)の②参照）

◆ 退職前から引き続き任意継続組合員又は被扶養者が保険医療機関等で療養を受けている場合は、任意継続組合員証等受領後すみやかに当該証に変わったことを必ず保険医療機関等へ連絡すること。また、任意継続組合員証等に記載された任意継続組合員又は被扶養者の氏名に変更があったときも、その旨を必ず保険医療機関等へ連絡すること。

(6) 任意継続掛金（法第144条の2、施行令第48条、第49条、第49条の2～6、運用方針法第144条の2関係、定款第28条の2、運営規則第43条、第43条の2）

① 掛金の額

ア. 毎月納入の場合

次の方法により算定した額のうち、最も低い額が掛金の月額である。

(ア) 退職時の給料^(注1) × 掛金率^(注2)

(イ) 55歳以上で退職し、組合員期間が15年以上の者

退職時の給料^(注1) × 70/100 × 掛金率^(注2)

(ウ) 公立学校共済組合員の平均給料月額

(22年度の場合 378,000円) × 掛金率^(注2)

(注1) 「退職時の給料」とは、退職時における掛金の基礎となった給料月額

(本棒+給料の調整額+教職調整額)

(注2)

$$\text{掛金率 (平成22年度)} \left\{ \begin{array}{l} \frac{74.0}{1,000} \quad \dots 40\text{歳未満の者及び65歳以上の者} \\ \frac{83.72}{1,000} \quad \dots 40\text{歳以上65歳未満の者} \end{array} \right.$$

介護保険料率 (9.72/1,000) を含む。

イ. 6か月（4月～9月、10月～翌年3月分）の前納の場合

上記の掛金月額の前納額から割引額（年4.0%の複利計算による額）を控除した額が6か月分の前納掛金である。

ウ. 12か月（4月～翌年3月分）の前納の場合

上記の掛金月額の前納額から割引額（年4.0%の複利計算による額）を控除した額が12か月分の前納掛金である。

② 掛金の納入方法

ア. 掛金の納入方法は、次のいずれか一つの方法を選択し、納入期日までに本人申し出の銀行（中国銀行本店・支店）の預金口座振替制度により支部長に納入する。

納入方法の区分		掛金納入期日
(ア) 毎月納入の場合	初回(4月分)	平成22年3月30日
	第2回以降分	前月の19日
(イ) 6か月前納の場合	4月～9月	平成22年3月30日
	10月～翌年3月分	9月19日
(ウ) 12か月前納の場合	4月～翌年3月分	平成22年3月30日

イ. 掛金の納入期間は、資格取得月から資格喪失月の前月までである。（資格取得月にその資格を喪失した場合、その月は掛金を納入する。）

ウ. 任意継続組合員期間の途中で資格喪失し、前納した任意継続掛金の還付を請求する者は、任意継続掛金還付請求書（運営規則様式第14号の2）を支部長に提出する。

(7) 任意継続組合員に対する短期給付等（法第144条の2、施行令第50条、定款第23条）

① 短期給付

傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金を除き、組合員の場合と同様の短期給付を受けることができる。（31頁参照）なお、任意継続組合員資格喪失後の短期給付については、組合員資格喪失後の場合の給付と同様である。（114頁参照）

② 高額医療貸付

組合員の場合と同様の高額医療貸付を受けることができる。（174頁参照）

③ 宿泊助成等

現職組合員の場合と同様に、公立学校共済組合宿泊施設等の宿泊助成を受けることができる。(204頁参照)

(参考) 任意継続組合員制度の詳細については、毎年10月及び翌年2月に福利課が所属所長あてに送付する「退職に伴う説明資料」を参照のこと。